二　介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第五号、第百三十一条の五第一項第五号、第百三十一条の八の二第一項第六号又は第百四十条の二十五第一項第五号　第一項第五号

三　介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第六号、第百三十一条の五第一項第七号、第百三十一条の八の二第一項第八号又は第百四十条の二十五第一項第七号　第一項第七号

四　介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第八号、第百三十一条の五第一項第九号、第百三十一条の八の二第一項第十号又は第百四十条の二十五第一項第九号　第一項第九号

五　介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第十号、第百三十一条の五第一項第十一号、第百三十一条の八の二第一項第十二号若しくは第百四十条の二十五第一項第十一号　第一項第十一号

六　介護保険法施行規則第百三十一条の五第一項第十二号、第百三十一条の八の二第一項第十三号若しくは第百四十条の二十五第一項第十二号　第一項第十二号

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十四　（略）

2・3　（略）

4　第三十四条の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十五　（略）

2・3　（略）

4　第三十四条の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。

（共生型障害福祉サービス事業者の特例に係るサービスの種類）

第三十四条の二十六の二　法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、重度訪問介護、短期入所及び自立訓練とする。

第三十四条の二十六の三　生活介護について法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める障害児通所支援の種類は、児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）及び放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）とする。

第三十四条の二十六の四　法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一　居宅介護又は重度訪問介護　訪問介護（介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護をいう。）

二　生活介護　通所介護（介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。）

三　短期入所　短期入所生活介護（介護保険法第八条第九項に規定する短期入所生活介護をいう。）

第三十四条の二十六の五　短期入所について法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める介護予防サービスの種類は、介護予防短期入所生活介護（介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）とする。

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十四　（略）

2・3　（略）

（新設）

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十五　（略）

2・3　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）